

茨城沿岸海岸保全基本計画 改訂検討委員会（第1回）

【気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の見直しについて】

令和7年(2025年) 9月22日



1. 海岸保全基本計画とは

2. 現計画改訂の背景

3. 検討の方向性

4. 今後の予定

1. 海岸保全基本計画とは

- (1) 海岸保全基本計画の制度概要
- (2) 海岸保全基本計画に定める事項
- (3) 茨城沿岸海岸保全基本計画の概要
- (4) これまでの取り組み

1. 海岸保全基本計画とは

(1) 海岸保全基本計画の制度概要

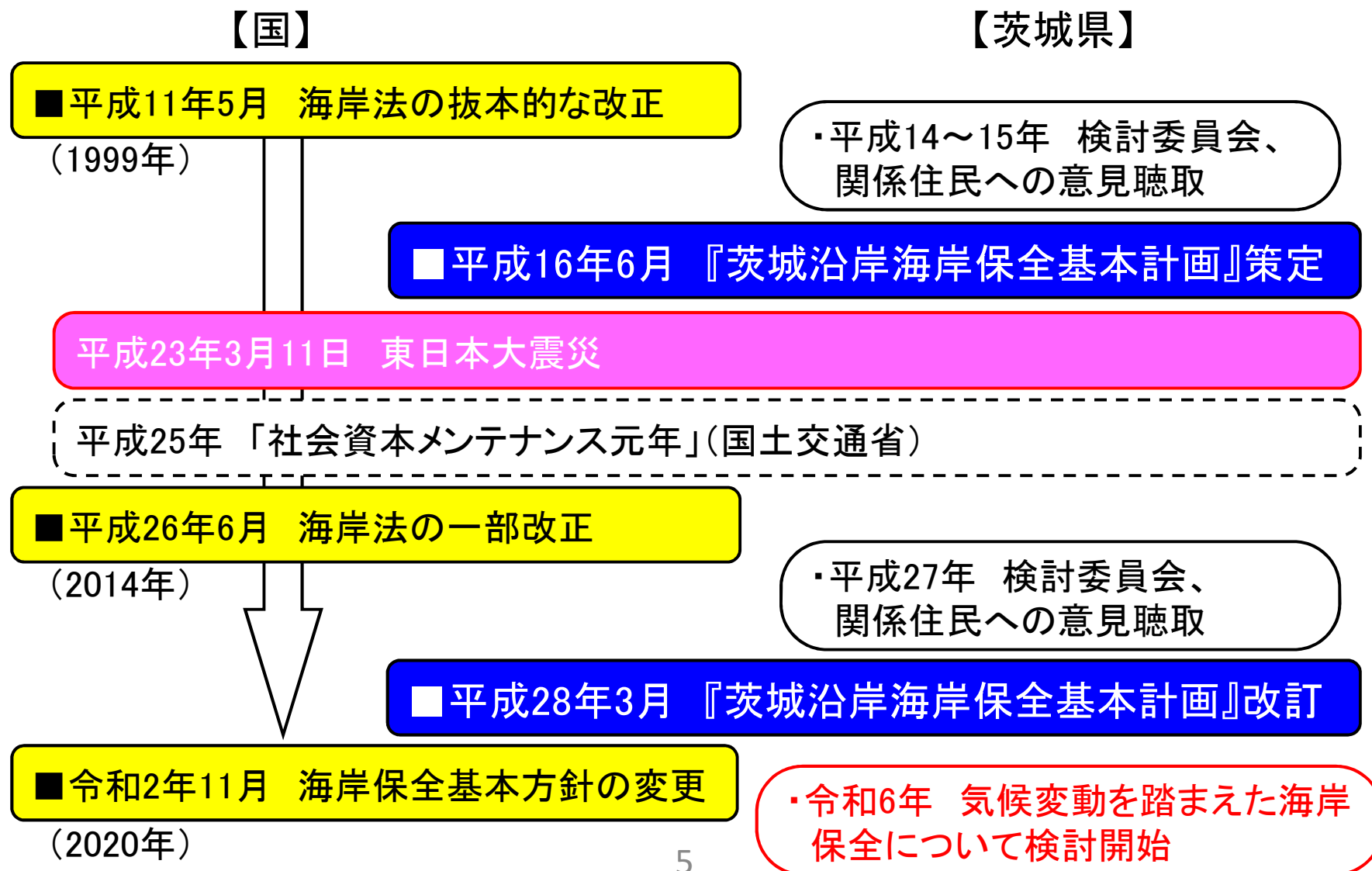
● 海岸法改正の変遷

昭和31年(1956年) 海岸法制定	平成11年(1999年) 抜本的な改正	平成26年(2014年) 一部改正
海岸災害(津波、高潮、波浪等)からの防護のための海岸保全実施	- 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設 - 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設 - 国が定める「海岸保全基本方針」に沿って、各都道府県知事が沿岸ごとに「<u>海岸保全基本計画</u>」を策定 - 国の直轄管理制度の導入ほか	- 防災・減災対策の推進(津波、高潮等) - 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実 ほか 緑の防潮堤のイメージ 堤防の維持管理

1. 海岸保全基本計画とは

(1) 海岸保全基本計画の制度概要

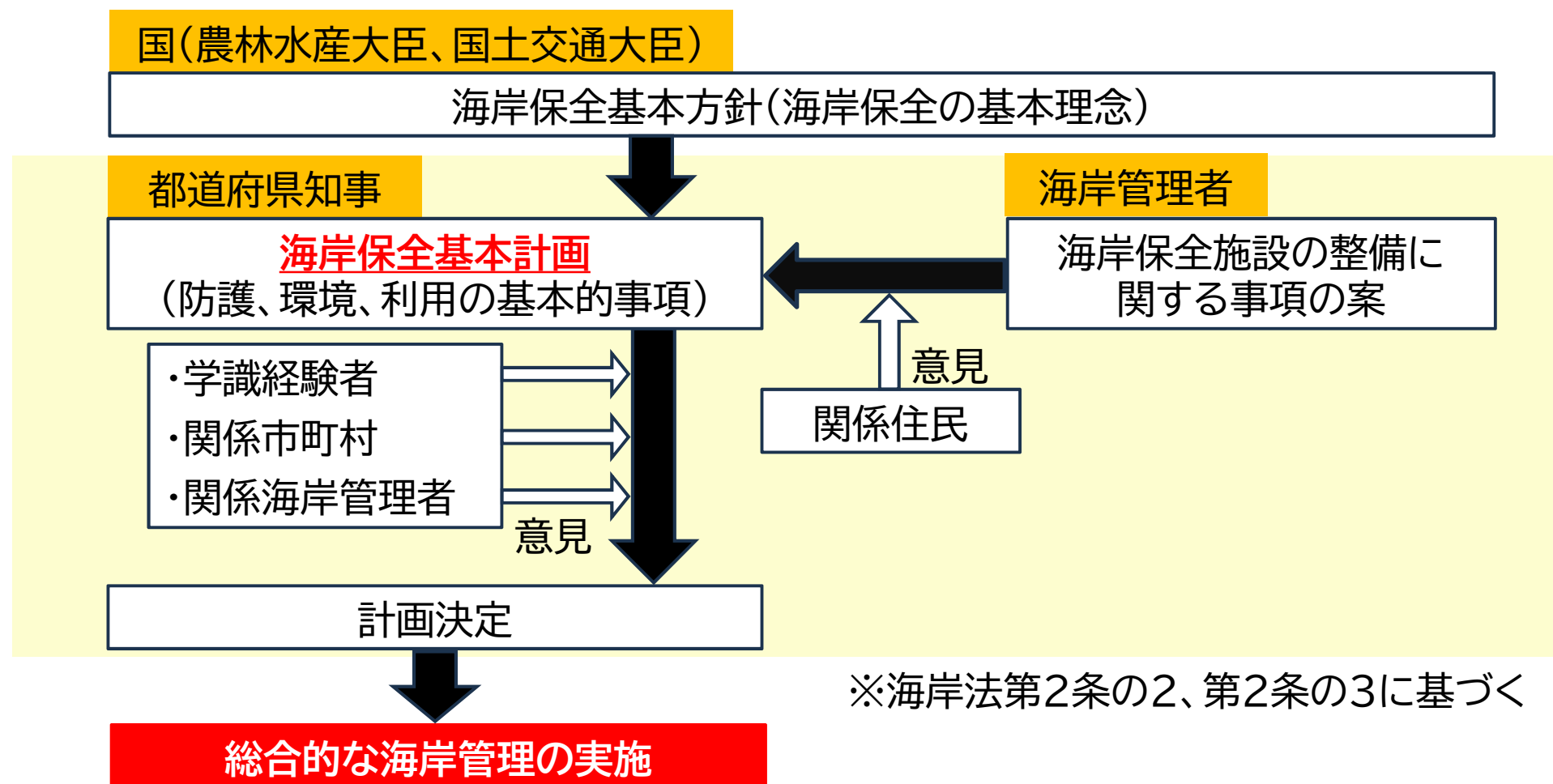
● 茨城沿岸海岸保全基本計画の策定・改訂の経緯



1. 海岸保全基本計画とは

(1) 海岸保全基本計画の制度概要

- 計画策定まで手続きの流れ(計画変更の場合も同じ)



1. 海岸保全基本計画とは

(1) 海岸保全基本計画の制度概要

● 海岸保全基本方針

海岸保全の基本的な理念

国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を
次世代へ継承していく。



- 「海岸の防護」、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」が調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する。
- 地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指す。



防護

環境

利用



1. 海岸保全基本計画とは

(2) 海岸保全基本計画に定める事項

1 海岸の保全に関する基本的な事項

- ① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
- ② 海岸の**防護**に関する事項
- ③ 海岸**環境**の整備及び保全に関する事項
- ④ 海岸における公衆の適正な**利用**に関する事項

2 海岸保全施設(※)の整備に関する基本的な事項

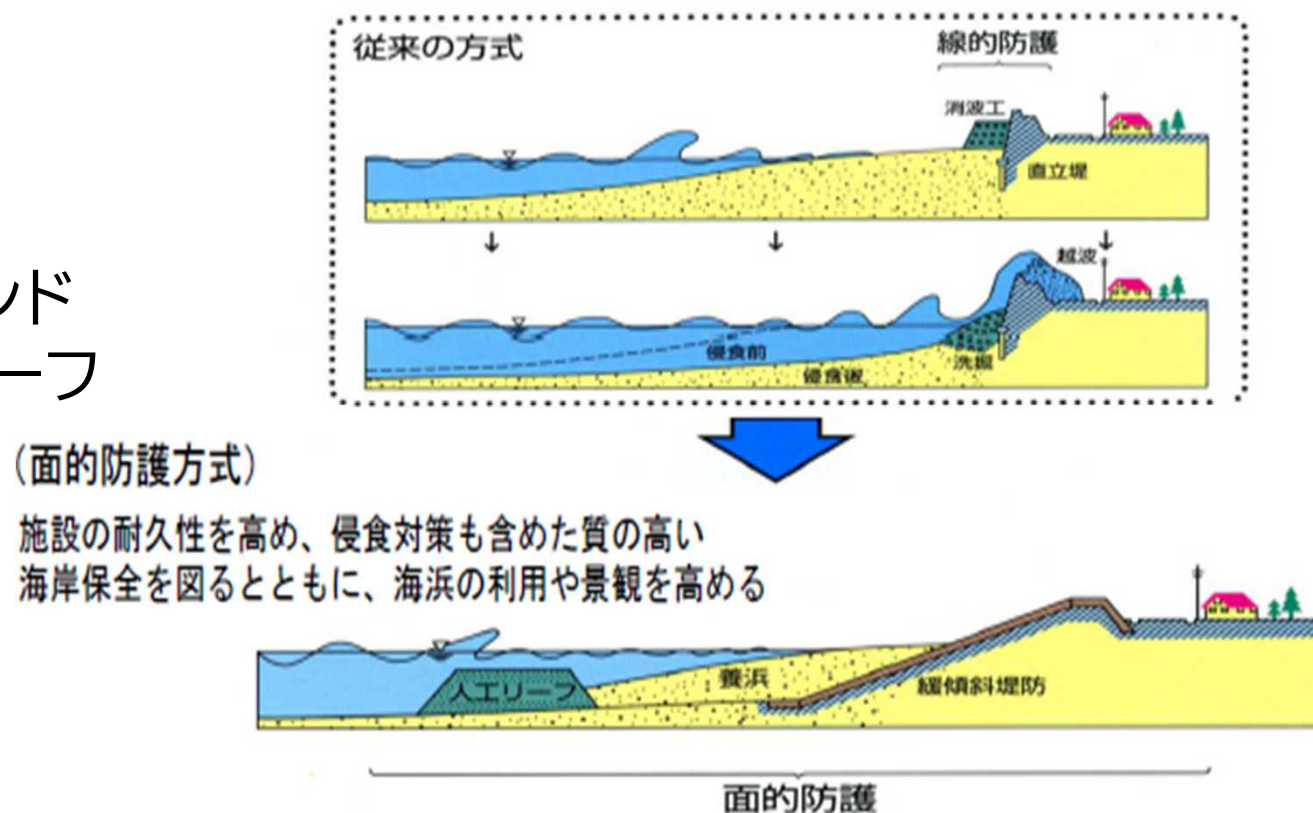
- ① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
 - ・ 区域、種類、規模及び配置、受益の地域及びその状況
- ② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
 - ・ 存する区域、種類、規模及び配置、維持又は修繕の方法

1. 海岸保全基本計画とは

(※) 海岸保全施設とは

「海岸保全施設」とは、海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設(法第2条)

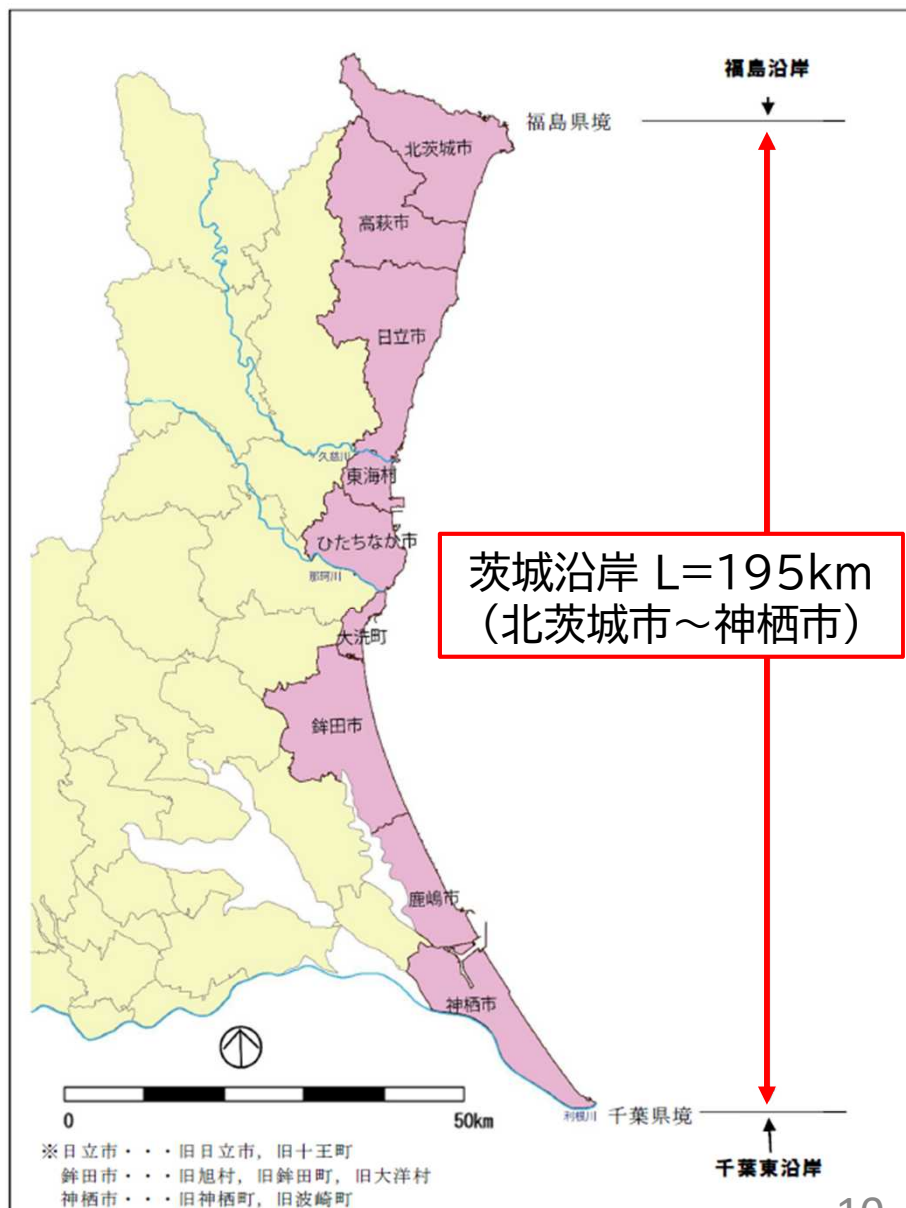
- ・ 堤防、胸壁
- ・ 護岸
- ・ 津波防波堤
- ・ 突堤、ヘッドランド
- ・ 離岸堤、人工リーフ
- ・ 消波堤
- ・ 砂浜
- ・ 付帯施設



これらの施設単独もしくはは組み合わせにより、高潮・高波、津波から背後地を防護する。

1. 海岸保全基本計画とは

(3) 茨城沿岸海岸保全基本計画(平成28年3月改訂)の概要



【対象海岸】

福島県境から千葉県境までの
茨城県の海岸全域

沿岸名 茨城沿岸		
都道府県名		茨城県
境 界		福島県境～千葉県境
沿岸総延長		194,903m
沿岸 市 町 村	北茨城市	20,683m
	高萩市	6,745m
	日立市	35,471m
	東海村	10,421m
	ひたちなか市	16,728m
	大洗町	13,778m
	鉾田市	20,311m
	鹿嶋市	23,077m
	神栖市	47,689m

令和6年度版海岸統計より作成

1. 海岸保全基本計画とは

(3) 茨城沿岸海岸保全基本計画(平成28年3月改訂)の概要

茨城沿岸のあるべき姿と保全の方向

茨城沿岸は、勇壮、長大な景観を形づくる一方で、海の脅威から私たちの暮らしを守る役割を果たしてきた。また、沖合では親潮(寒流)と黒潮(暖流)がぶつかり合うことから、多様な生物相を育む豊かな海岸となっている。

これらの生物の多様性や多彩な海岸景観は、地域の資源となっている。それらの保全を念頭に置いた持続可能な海岸利用と、平成23年3月の東日本大震災の甚大な被害、影響を教訓とした災害に強い海岸が調和した総合的な海岸保全が求められている。

この、人々が豊かに安全に暮らし、憩い、集うことができる魅力的な海岸を茨城沿岸のあるべき姿とする。

そして、そのあるべき姿を達成し、地域と行政の共同作業により、将来にわたり、その恩恵を県民が等しく享受していくことを、茨城沿岸の保全の方向とする。

1. 海岸保全基本計画とは

(3) 茨城沿岸海岸保全基本計画(平成28年3月改訂)の概要

防護面

- 平成23年3月の東日本大震災では標高の低い海岸部で甚大な津波被害が生じた。
- 各地で砂浜や海食崖の侵食の進行がみられ、対応が必要である。
- 海岸保全施設の老朽化が進んでいる。

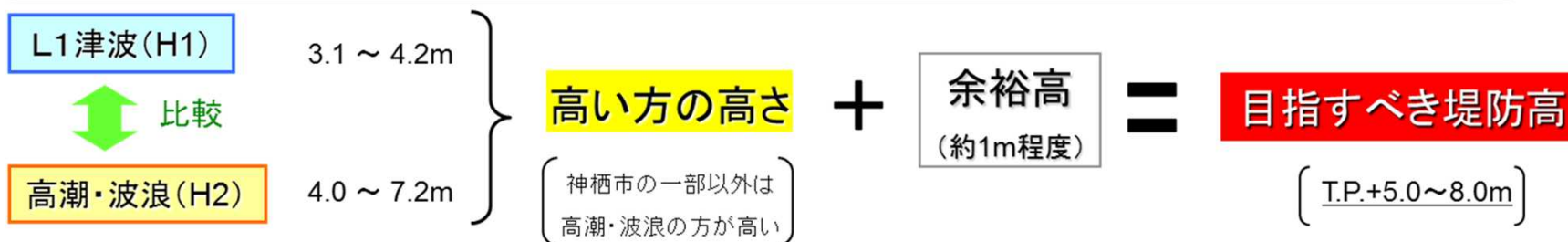
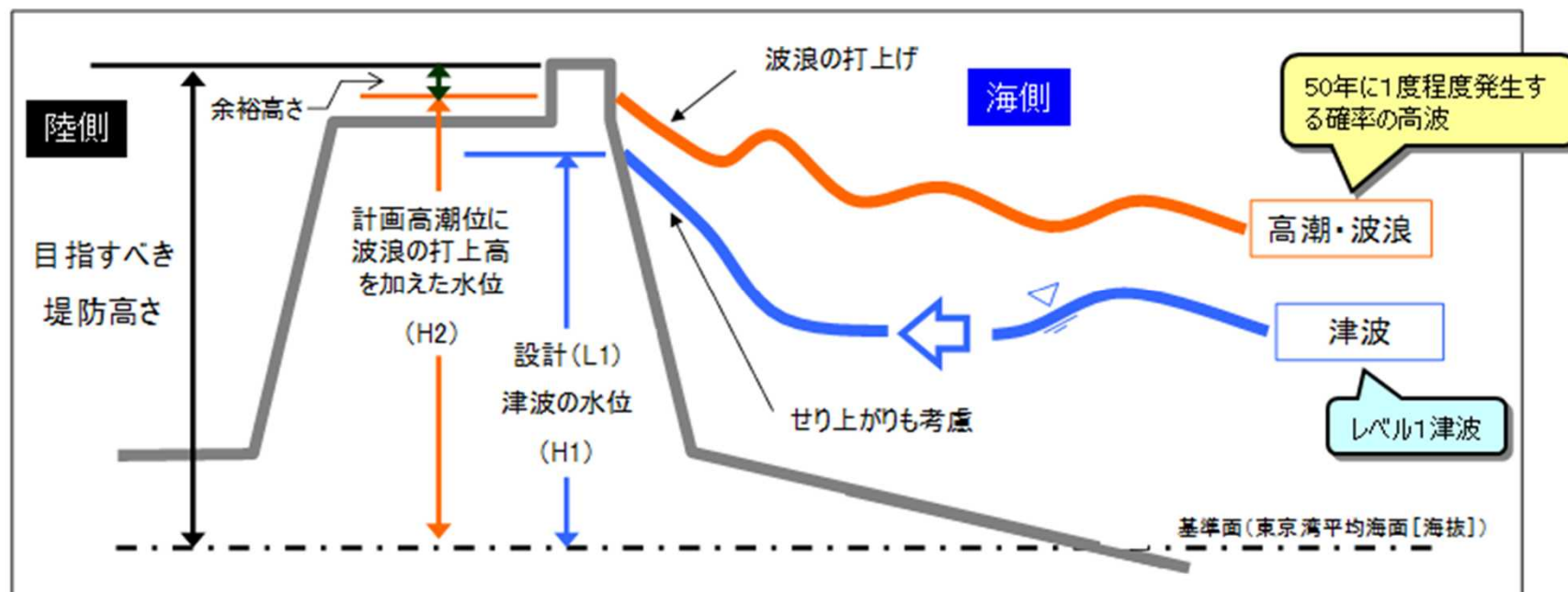


- 津波・高潮対策については、住民等の生命を守ることを最優先とした総合的な防災・減災対策を推進する。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた防災・減災対策を推進する。
- 高潮対策については、砂浜および砂丘、海岸林、植生等の持つ自然の防災機能を効果的に組合せた施設整備を推進する。
- 土砂管理に係る各機関との連携を通じた養浜等、砂浜の保全に向けた取り組みを一層推進する。
- 被害を軽減する海岸保全施設の整備及び適切な維持管理・更新を推進する。

1. 海岸保全基本計画とは

(3) 茨城沿岸海岸保全基本計画(平成28年3月改訂)の概要

防護面



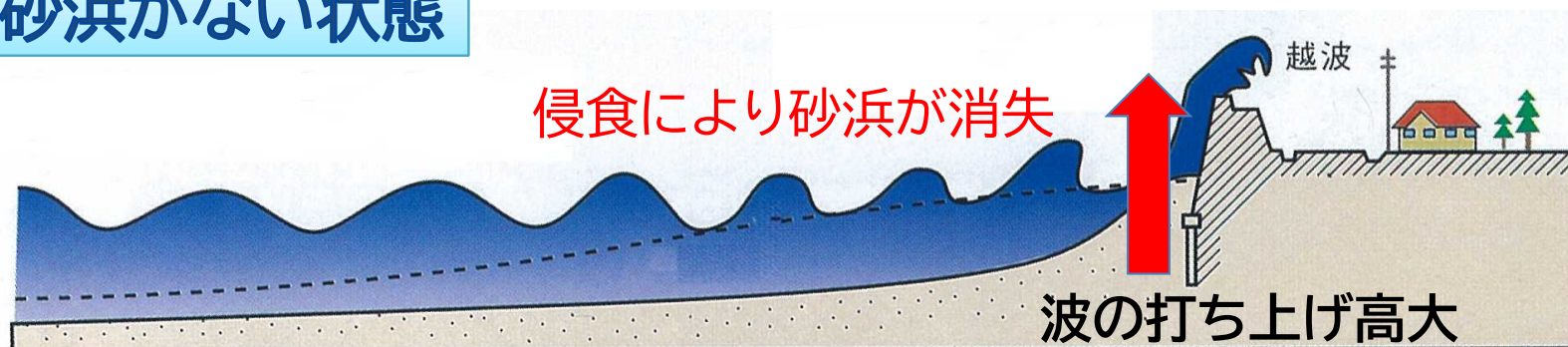
目指すべき堤防高の設定手順

1. 海岸保全基本計画とは

(3) 茨城沿岸海岸保全基本計画(平成28年3月改訂)の概要

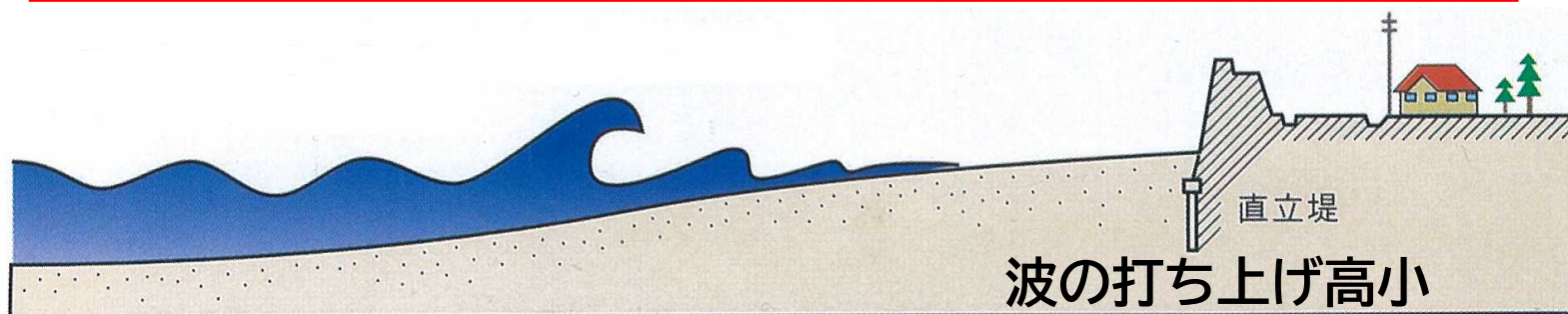
防護面

▼砂浜がない状態



▼防護上必要な砂浜幅が確保・維持された状態

砂浜の持つ防災機能にて波の打ち上げ高を抑え、背後地を守る。



1. 海岸保全基本計画とは

(3) 茨城沿岸海岸保全基本計画(平成28年3月改訂)の概要

環境面

- 多様で豊かな自然環境・景観資源が残されているが、砂浜の減少や地球規模の環境変化などによるそれらの減少や生育基盤の悪化が懸念されている。
- 海流や河川の影響を受ける地理的な特性から、毎年、漂着物が押し寄せ、自然環境や観光資源への影響が懸念されている。



- 多様な生態系の基盤となっている砂浜や岩礁、藻場などの生息環境の保全に配慮する。
- 海岸及び背後地域の持つ自然特性や歴史的・文化的な背景に配慮した海岸保全施設の整備に努める。
- 漂着物対策として、関係機関等と連携し、発生抑制のための啓発活動や海岸漂着物の回収・処理に努める。
- 地域住民やボランティア、その他、海岸環境の保全に関する活動団体等と連携し、海岸の美化、希少な動植物の保護、そのための仕組みづくりに努める。
- 関係者と連携し、関係者間の情報共有に努める。

1. 海岸保全基本計画とは

(3) 茨城沿岸海岸保全基本計画(平成28年3月改訂)の概要

利用面

- ・ 茨城沿岸の変化の富んだ海岸線は、暮らしの場であると同時に、様々な利用の場となっている。それぞれの海岸で、地域に根付く利用、行事が行われており、人と海岸のつながりが世代を渡り引き継がれている。



- ・ 地域における海岸利用に配慮した海岸保全施設の整備に努める。
- ・ サーフィン愛好者等のマリンスポーツ目的の海岸利用者の利便性の向上に努める。
- ・ 市町村と連携し、利便施設の整備による地域活性化にも配慮するとともに、集落内の衛生と安全の確保等に努める。
- ・ 茨城の海岸の魅力の発信に積極的に努める。

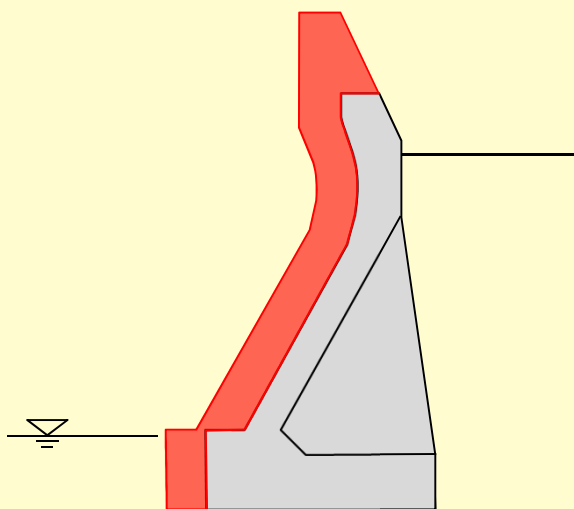
1. 海岸保全基本計画とは

(4) これまでの取り組み

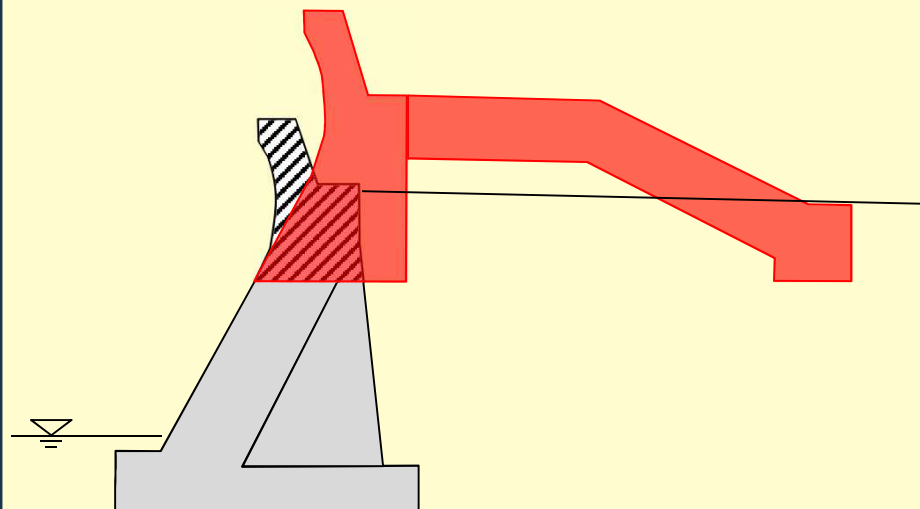
防護面 L1津波・高潮波浪に対応した海岸堤防・護岸の整備

●堤防・護岸の嵩上げパターン

表法腹付け
+ 波返工嵩上



波返工更新 + 全体嵩上



1. 海岸保全基本計画とは

(4) これまでの取り組み

防護面 L1津波・高潮波浪に対応した海岸堤防・護岸の整備

堤防新設および既設護岸の嵩上の例



北茨城市 磯原地区海岸

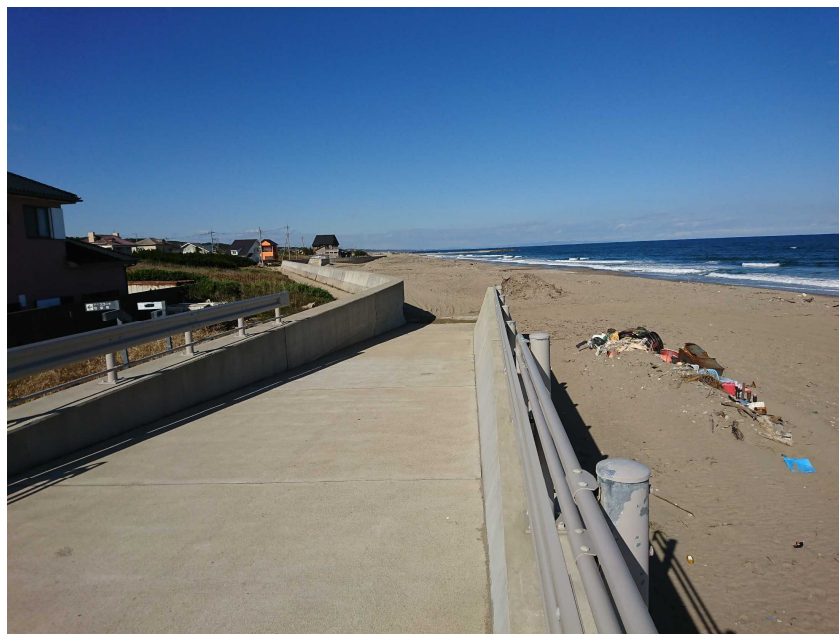


1. 海岸保全基本計画とは

(4) これまでの取り組み

防護面 L1津波・高潮波浪に対応した海岸堤防・護岸の整備

開口型出入口の乗り越しタイプへの改築例



鹿嶋市 大小志崎地区海岸



北茨城市 磯原地区海岸

1. 海岸保全基本計画とは

(4) これまでの取り組み

防護面 L1津波・高潮波浪に対応した海岸堤防・護岸の整備

開口部への陸閘設置



日立市 日高地区海岸

1. 海岸保全基本計画とは

(4) これまでの取り組み

防護面 津波避難タワーの整備(一時避難場所)

北茨城市中郷町下桜井地区(平成30年2月完成)



- 鉄骨造(階段スロープ併設式)
- 高さ7m
- 約100人収容可能

出典:北茨城市HP

1. 海岸保全基本計画とは

(4) これまでの取り組み

防護面 侵食対策

砂浜の侵食に対する対策の取り組み例(サンドリサイクル)



鉾田市 大竹地区海岸



ひたちなか市 阿字ヶ浦地区海岸

1. 海岸保全基本計画とは

(4) これまでの取り組み

防護面 侵食対策

粗粒材養浜例



撮影：平成 14 年 9 月



粗粒材（6, 7 号碎石）



撮影：平成 25 年 9 月

鹿嶋市 神向寺地区海岸

1. 海岸保全基本計画とは

(4) これまでの取り組み

防護面 侵食対策

砂浜の侵食に対する対策の取り組み例(構造物と礫養浜)



大洗町 磯浜地区海岸

1. 海岸保全基本計画とは

(4) これまでの取り組み

防護面 侵食対策

崖の侵食に対する対策の取り組み例



日立市 田尻地区海岸

1. 海岸保全基本計画とは

(4) これまでの取り組み

防護面 侵食対策(事業間連携による土砂の有効活用)

サンドリサイクルの実施状況例

＜沖(細砂)養浜＞(港湾・漁港→海岸)

- 総合的な土砂管理などの観点から、港湾や漁港の浚渫砂を侵食海岸の沖合い(水深8m以浅)へ養浜(サンドリサイクル)する取り組みを港湾管理者(国・県)や漁港管理者(県)と連携して行っている。(H21～)

①浚渫



茨城港大洗港区⇒大洗・旭海岸

②運搬

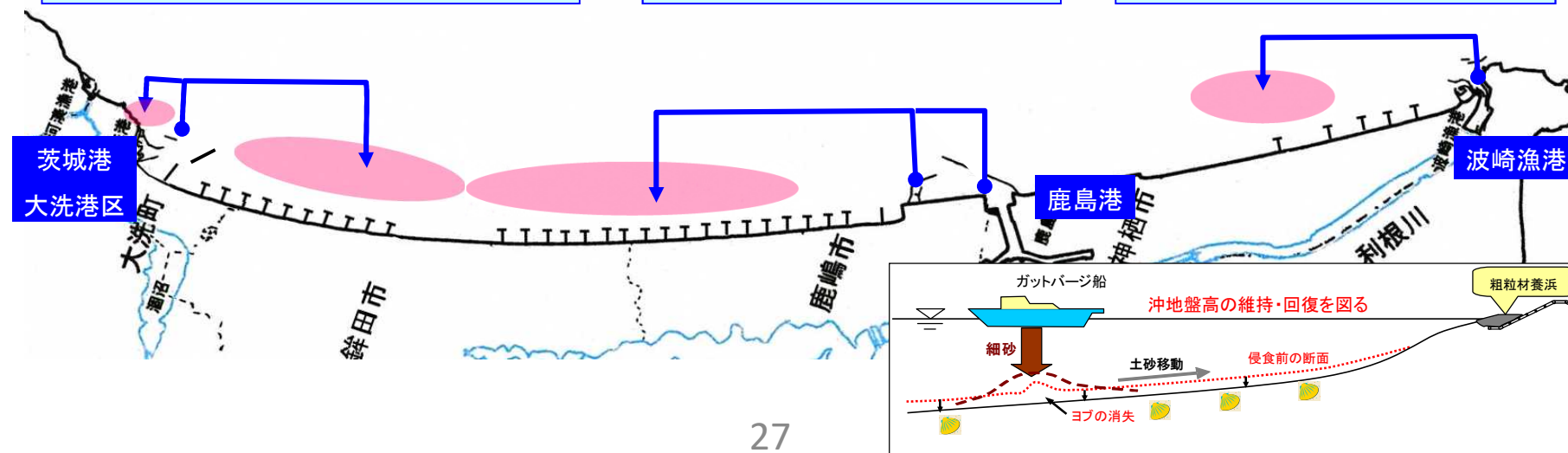


鹿島港⇒鹿嶋海岸

③投入



波崎漁港⇒波崎海岸



1. 海岸保全基本計画とは

(4) これまでの取り組み

環境・利用面 車両乗り入れ規制

大洗海岸サンビーチ

令和5年4月1日から、下図の赤部分の範囲の海浜地一帯は、海岸利用者の安全確保のため、海岸法により自動車、サンドバギー車を含む自動二輪車及び原動付き自転車などの乗入りを禁止している。



1. 海岸保全基本計画とは

(4) これまでの取り組み

環境・利用面 海岸清掃活動

地元団体や市町村が中心となって、海水浴シーズン直前等に毎年実施している。



出典:ひたちなか市HP



出典:神栖市HP

1. 海岸保全基本計画とは

(4) これまでの取り組み

環境・利用面 生物の生育・生息環境の保全

地元漁協では、「鹿島灘はまぐり」等の二枚貝資源を保護するために、採捕箇所の限定や潮干狩りのルールを定める等により、水産資源の管理による海岸保全が図られている。

**二枚貝の資源保護のため、
鹿島灘の潮干狩りは下の4区域に限られています。**

大洗地区 (大洗地区海岸)
茨城港 大洗地区
西防砂堤
1,200m
第1サンビーチ
第2サンビーチ
第3サンビーチ
大洗地区海岸突堤
県道16号線
この区域のみ可

鉾田地区 (大洗地区海岸)
鉾田海水浴場駐車場北側の電柱
鹿島灘海浜公園の展望デッキ
1,200m
鉾田海水浴場
鉾田海水浴場駐車場
県道51号線
鹿島灘海浜公園
この区域のみ可

鹿島地区 (下津地区海岸)
小突堤
300m
小突堤
下津海水浴場
市道6119号線
平井堤防
鹿島港
平井海水浴場
この区域のみ可

神栖地区 (白川地区海岸)
鹿島港
スロープ
200m
白川海水浴場
あずま屋
市道1759号線
神栖市道白川浜駐車場
この区域のみ可

区域等に違反した場合、法令により罰せられることがあります。

1. 海岸保全基本計画とは

2. 現計画改訂の背景

3. 検討の方向性

4. 今後の予定

2. 現計画改訂の背景

- (1) 気候変動を踏まえた海岸保全に関する動向
- (2) 気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言
- (3) 海岸保全基本方針の変更
- (4) 国からの気候変動を踏まえた計画外力の設定方法に関する通知
- (5) 「日本の気候変動2025」将来の海面水位、高潮・高波

2. 現計画改訂の背景

(1) 気候変動を踏まえた海岸保全に関する動向

年 月	で き ご と
2013年 9月	IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書における気候変動のシナリオ
2018年12月	「気候変動適応法」施行
2019年10月	「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討会」の設置
2020年 4月	「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」
2020年11月	「海岸保全区域に係る海岸の保全に関する基本的な方針(海岸保全基本方針)」の変更
2021年 7月	「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」の一部改正
2021年 8月	「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」(農林水産省・国土交通省通知)
2023年 3月	IPCC第6次評価報告書における気候変動のシナリオ
2025年 3月	日本の気候変動2025

2. 現計画改訂の背景

(2) 気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言

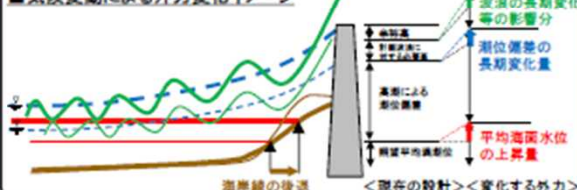
気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言【概要】

- 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換。
 - パリ協定の目標と整合するRCP2.6(2℃上昇に相当)を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進。
 - 平均海面水位が2100年に1m程度上昇する悲観的予測(RCP8.5(4℃上昇に相当))も考慮し、これに適應できる海岸保全技術の開発を推進、社会全体で取り組む体制を構築。

I 海岸保全に影響する気候変動の現状と予測

- ・ IPCCのレポートでは「気候システムの温暖化には疑い余地はない」とされ、SROCCによれば、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、RCP2.6(2℃上昇に相当)で0.29-0.59m、RCP8.5(4℃上昇に相当)で0.61-1.10m。

■気候変動による外力変化イメージ



<気候変動影響の将来予測>

	将来予測
平均海面水位	・ 上昇する
高潮時の潮位偏差	・ 極値は上がる
波浪	・ 波高の平均は下がるが極値は上がる ・ 波向きが変わる
海岸侵食	・ 砂浜の8割～9割が消失

II 海岸保全に影響する外力の将来変化予測

- ・ 潮位偏差や波浪の長期変化量の定量化に向けて、気候変動の影響を考慮した大規模アンサンブル気候予測データベース(d4PDF)の台風データ及び爆弾低気圧データを対象にした現在気候と将来気候の比較を実施。
- ・ d4PDFが活用できることを確認。

<現在気候と将来気候の比較>

	台風トラックデータ	爆弾低気圧トラックデータ
最低中心気圧	極端事象は将来気候の最低中心気圧が低下傾向	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度
高潮時の潮位偏差	極端事象は将来気候の方が相対的に上昇	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度

<今後の課題>

- ・ 適切なバイアス補正方法を含めた将来変化の定量化
- ・ 日本各地の海岸の将来変化の定量化
- ・ 波浪の長期変化量の定量化

III 今後の海岸保全対策

- ・ 気候変動の影響を踏まえれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がるのが想定される。
- ・ 高潮と洪水氾濫の同時生起など新たな形態の大規模災害の発生も懸念される。
- ・ 悲観的シナリオでの海面上昇量では、沿岸地域のみならず、社会構造全体に深刻な影響をもたらす可能性がある。

⇒ 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換

III-1 高潮対策・津波対策

- ・ 平均海面水位は徐々に上昇し、その影響は継続して作用し、高潮にも津波にも影響。ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、今後整備・更新していく海岸保全施設(堤防、護岸、離岸堤等)については、整備・更新時点における最新の期望平均満潮位に、施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味する。
- ・ 潮位偏差や波浪は、平均海面水位の予測より不確実性が大きいものの、極値が上がると予測される。最新の研究成果やd4PDF等による分析を活用し、将来的に予測される潮位偏差や波浪を適切に推算し対策を検討する。

<海岸保全における対策>

- ・ 地域の実情や背後地の土地利用や環境にも配慮しつつ、将来の外力変化の予測に応じた堤防等のかさ上げや面的防護方式による整備の推進
- ・ 堤防の粘り強い構造や排水対策等の被害軽減策の促進
- ・ 将来的な外力変化とライフサイクルコストをともに考慮した最適な更新及び戦略的な維持管理
- ・ 海象や地形、海岸環境のモニタリングの強化及び海岸保全施設の健全度評価の強化

<他分野との連携が必要な対策>

- ・ 高潮浸水想定区域の指定促進等、リスク情報や避難判断に資する情報提供の強化
- ・ 高潮と洪水の同時生起も想定し、堤防等のハード整備の充実を目指すとともに、水害リスクを考慮した土地利用やまちづくりと一体となった対策の推進
- ・ 沿岸地域における水害にも配慮したBCPの作成

III-2 侵食対策

- ・ 海浜地形の予測はさらに不確実性が大きいので、モニタリングを充実するとともに予測モデルの信頼度を高める。
- ・ 沿岸漂砂による長期的な地形変化に対しては、全国的な気候変動の影響予測を実施する。
- ・ 高波時に問題となる岸沖漂砂による急激な侵食については、機動的なモニタリングを充実する。
- ・ 30～50年先を見据えた「予測を重視した順応的砂浜管理」を実施する。防護だけでなく環境・利用上の砂浜の機能も評価する。
- ・ 総合土砂管理計画の作成及び河川管理者やダム管理者等とも協力した対策の実施など、流域との連携を強化する。

IV 今後5～10年の間に着手・実施すべき事項

- ・ 海象や海岸地形等のモニタリングやその将来予測、さらに影響評価、適応といった、海岸保全における気候変動の予測・影響評価・適応サイクルを確立し、継続的・定期的に対応を見直す仕組み・体制を構築。
- ・ 地域リスクの将来変化について、防護だけでなく環境や利用の観点も含め、定量的かつわかりやすく地域に情報提供するとともに、地域住民やまちづくり関係者等とも連携して取り組む体制を構築。

出典：気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会提言(2020年7月)

2. 現計画改訂の背景

(3) 海岸保全基本方針の変更

(農林水産省・国土交通省, 令和2年11月)

- 気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念。
- 気候変動の影響による外力の長期変化量を調査、把握し、災害に対する適切な防護水準を確保する。
- 高潮からの防護を対象とする海岸では、既往の最高潮位又は記録や将来予測に基づき適切に推算した潮位に、記録や将来予測に基づき適切に推算した波浪の影響を加え、これに対して防護する。
- 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や潮位偏差・波高の長期変化を海岸保全基本計画に反映し、今後の整備等を推進。

2. 現計画改訂の背景

(4) 国からの気候変動を踏まえた計画外力の設定方法に関する通知(農林水産省・国土交通省, 令和3年8月)

- 設計高潮位及び設計波を今後、設定及び見直しするに当たっては、気候変動の影響による平均海面水位の上昇、台風の強大化等を考慮する必要がある。
- その際、対象とする外力の将来予測は、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言(令和2年7月)を踏まえ、RCP2.6シナリオ(2℃上昇相当)における将来予測の平均的な値を前提とすることを基本とする。
- 設計高潮位及び設計波における気候変動の影響を勘案して必要と認められる値等については、海岸管理者が気候変動予測の不確実性や施設整備の効率性等に留意した上で必要と認められる値等を決定することを基本とする。
- 堤防等の設計において津波を対象とする場合も平均海面水位の上昇を考慮する。

2. 現計画改訂の背景

(5) 「日本の気候変動2025」将来の海面水位、高潮・高波

- **平均海面水位**：日本沿岸では21世紀中に上昇し続けると予測
- **高 潮**：日本の三大湾(東京湾、大阪湾、伊勢湾)で大きくなると予測
 - 複数の将来予測の結果、多くのケースで強い台風が増加するため
- **高 波**：日本沿岸では平均波高は低くなる一方、台風による極端な波高は多くの海域で高くなると予測
 - 台風経路予測の不確実性及び自然変動の大きさから予測が難しい

	2℃上昇シナリオによる予測	4℃上昇シナリオによる予測
日本沿岸の 平均海面水位	約 +0.40m	約 +0.68m
【参考】世界の 平均海面水位 (IPCC, 2021)	(約 +0.44m)	(約 +0.77m)

出典:「日本の気候変動2025」(文部科学省・気象庁, 2025年3月)

1. 海岸保全基本計画とは

2. 現計画改訂の背景

3. 検討の方向性

4. 今後の予定

3. 検討の方向性

- (1) 海岸保全基本計画の主な変更箇所
- (2) 計画変更における留意点
- (3) 検討の進め方

3. 検討の方向性

(1) 海岸保全基本計画の変更箇所

気候変動の影響を考慮した外力の上昇、砂浜の順応的管理への対応について関連する事項の変更を検討

茨城沿岸海岸保全基本計画の目次構成

第1章 海岸保全基本計画の策定について

第2章 茨城沿岸の現況と課題

第3章 海岸の保全に関する基本的な事項

3.1 茨城沿岸の保全の方向

3.2 海岸の防護に関する事項

3.2.1 海岸の防護の目標

3.2.2 海岸の防護の目標を達成するための施策

3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

第4章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針

4.2 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

第5章 これからの海岸づくりに向けた重要事項

気候変動を踏まえた文言を反映

第3章を踏まえて修正

3. 検討の方向性

(2) 計画変更における留意点

防護(ハード対策とソフト対策)

- 危機管理対策目標
対象外力に対する気候変動の影響を踏まえた総合的な対策
- 環境や利用とのトレードオフの関係を考慮した対策の検討
- 段階的整備
気候変動の不確実性や施設の耐用年数を考慮した海岸保全施設の防護目標の設定

3. 検討の方向性

(3) 検討の進め方

- 検討フロー(案) ※ 海岸保全施設の整備に関する内容

気候変動のシナリオを設定する(RCP2.6)



気候変動後の**外力**を設定する
(平均海面水位、潮位偏差、波浪)



別途開催されている
「計画外力・高潮浸水想定検討
委員会」(外力検討委員会)で
の検討結果を反映させる。
※ 令和6年12月～



外力の影響を考慮した**防護水準**を設定する



計画に必要な**要素・条件**を整理する
(背後地域、周辺**環境**、施設**利用**等)



整備方法・段階的整備のあり方を設定する

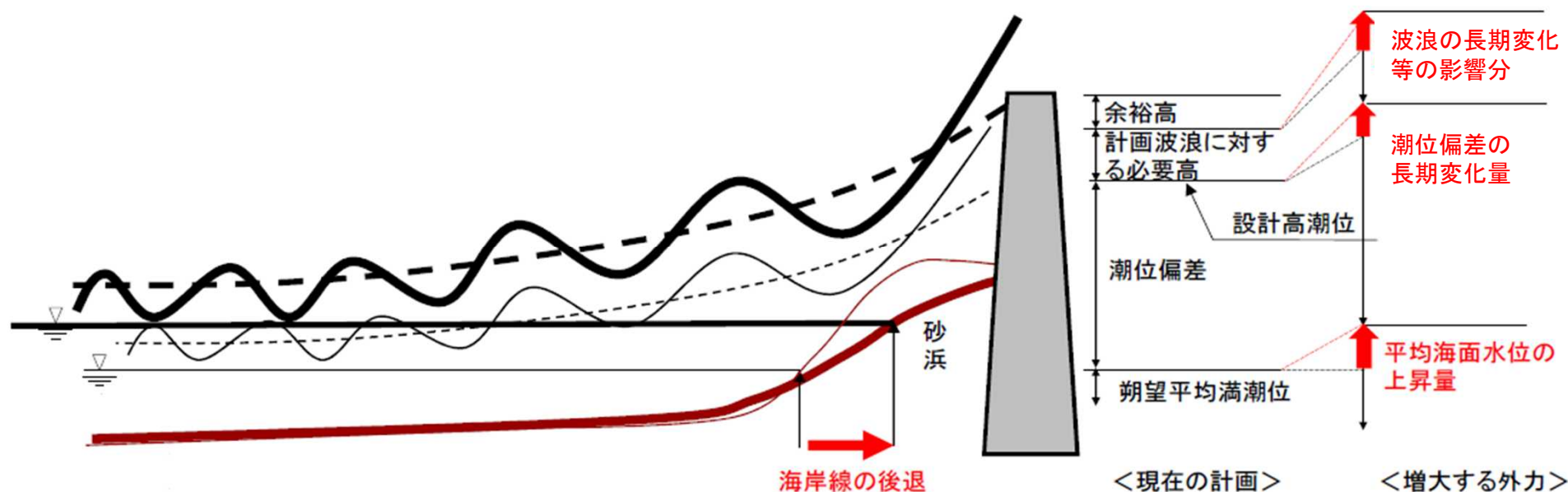


海岸保全基本計画を**改訂**する

3. 検討の方向性

(3) 検討の進め方

● 計画外力の検討イメージ



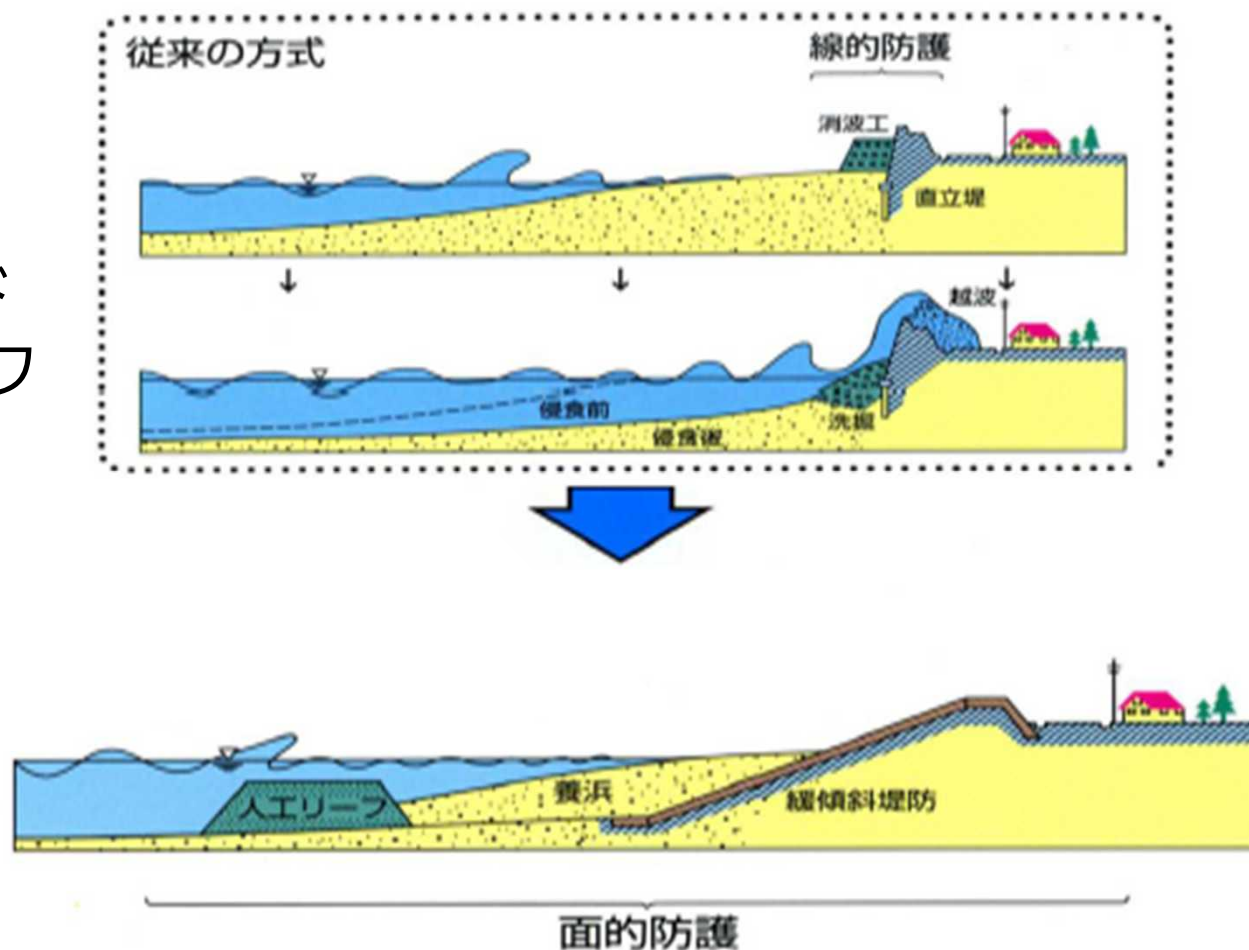
出典: 気候変動を踏まえた海岸保全のあり方委員会資料(2020年6月)

3. 方向の検討性

(3) 検討の進め方

● 防護水準(整備メニュー)の検討イメージ

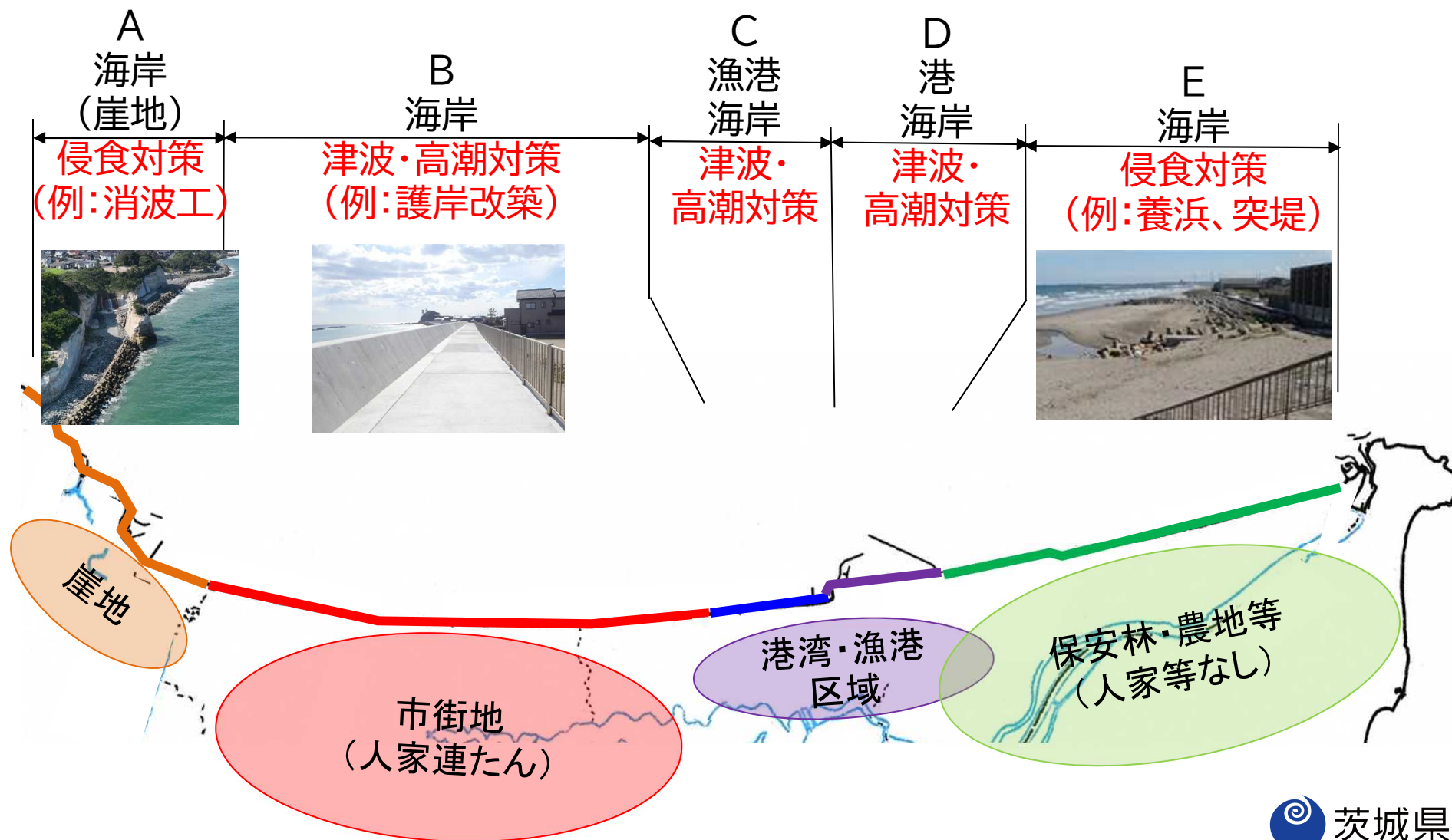
- ・ 堤防、胸壁
- ・ 護岸
- ・ 津波防波堤
- ・ 突堤、ヘッドランド
- ・ 離岸堤、人工リーフ
- ・ 消波堤
- ・ 砂浜
- ・ 付帯施設



3. 方向の検討性

(3) 検討の進め方

● 防護水準(整備メニュー)の検討イメージ



1. 海岸保全基本計画とは
2. 現計画改訂の背景
3. 検討の方向性
4. 今後の予定

4. 今後の予定

茨城沿岸海岸保全基本計画検討委員会スケジュール(案)

年	実施事項	議 事
令和7年 (2025年)	第1回検討委員会 9月22日	・委員会設置 ・計画改訂の必要性 ・改訂に向けた検討の方向性
	第2回検討委員会 12月下旬	・気候変動を考慮した外力検討結果報告 ・防護高の目安 ・現況の海岸の評価
令和8年 (2026年)	パブリックコメント 1月	
	第3回検討委員会 2月	・計画書取りまとめ
	海岸保全基本計画 改訂・公表 3月下旬	・県報告示 ・県ホームページで公表